

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年3月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92,041

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

675,254

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,926
姫路市	139,851
尼崎市	129,226
明石市	83,704
西宮市	132,406
洲本市	12,418
芦屋市	26,616
伊丹市	55,848
相生市	8,239
豊岡市	22,673
加古川市	73,448
たつの市	21,283
赤穂市	13,394
西脇市	11,294
宝塚市	64,699
三木市	21,661
高砂市	25,123
川西市	44,256
小野市	13,209
三田市	31,166
加西市	12,305
丹波篠山市	11,572
養父市	6,658
丹波市	17,857
南あわじ市	13,235
朝来市	8,523
淡路市	12,474
宍粟市	10,619
加東市	10,798
猪名川町	8,533
多可町	5,858
稲美町	8,586
播磨町	9,446
神河町	3,238

市川町	3,453
福崎町	5,173
太子町	9,281
上郡町	4,287
佐用町	4,849
香美町	5,000
新温泉町	4,110